

近代における祭神・由緒の考証に関する一事例

——大崎昌庸『神田神社由来 全』の史料紹介を通して——

岸川 雅 範

はじめに

明治維新が成り、慶応四年（一八六八）七月十七日に江戸を東京とするとの詔勅が発せられ、明治天皇が御東幸になり江戸城が東京城と改められ皇城とされた。江戸幕府により管理・庇護されてきた江戸の各神社も、当然、明治を迎えその役割・性格を変化させていった。

そして改めて、それぞれの祭神・由緒などに関する取調書の提出が命じられ、そのための調査・考証が必要となった。特に神田明神は、江戸の主要な神社とされた九社とともに准勅祭社に列せられ、その対応が急務となった。その後、明治四年（一八七二）五月十四日に神官の世襲廃止・精選補任の旨が布告され、翌年五月八日に社格が定められ、

新たに祠官・祠掌が任命された。さらに社地上地や氏子調など、急激な変化をたどる中、明細帳の提出もあり、さらなる神社の調査・考証が急がれることとなった。

本稿で紹介する史料『神田神社由来 全』は、こうした近代的神社制度の整備過程の最中に、神田明神祠官をつとめた大崎昌庸が明治五年（一八七二）九月に神田明神の祭神・由緒に関して考証した書である。本史料は現在愛知県・西尾市岩瀬文庫（以下、岩瀬本）に所蔵する写本で、類本として流通経済大学図書館・祭魚洞文庫所蔵『将門関係書類』八（以下、将門書類本）に所収する。

本稿を通して、明治維新以降、各神社が近代的神社制度にいかに対応してゆくべきか模索していた具体的な姿の一端を示せればと思う。

一、内容と著者について

本書は、当時の神田明神祠官・大崎昌庸による神田明神の祭神・由緒を考証したものである。直接の執筆動機については、文末に安房神社少宮司・加藤熙の問い合わせに對し、古老の伝えや諸記録をまとめ「注進」した旨が記されている。社記より神社に古くより伝わる由緒を載せ、それに対して備考を添え、さらに神田明神境内に鎮座する摂社に関する事項そして備考、存異を加え、それぞれ資料を引用し自らの祭神論を展開する。

まず社記により、神田明神の由緒について、天平年中に武蔵国豊島郡芝崎村（現在の東京都大手町・将門塚周辺）に創建され、その後、慶長年間にいたり駿河台に仮遷座、さらに元和二年（一六二六）に当地（現・東京都千代田区外神田）に遷座したことを述べる。さらに付記として、神田明神の相殿に祀られていた「相馬殿」つまり平将門公之靈について『寛明事蹟録（寛明日記）』を引き、いわゆる将門の乱による勅勘が寛永十二年に許されたことを歴史的事実として付け加えている。⁽²⁾

そして天和元年から宝永七年（一六八一―一七二〇）の間に当時の神田明神の神主をつとめた芝崎好高がまとめたと推測される漢文体の由緒書『神田大明神縁起』（武陽神田神

廟記⁽³⁾』中の延喜式に所載する、近江国滋賀郡・加賀国石川郡・同国加賀郡・美濃国加茂郡・丹波国多紀郡の五ヶ所の神田神社と称する諸社と神田明神とが同様の由来であると推測し、続けて元文以降の成立とされる『望海毎談』の「神田大明神は加賀の神田の神霊を遷したるにて、大己貴命を祀たり、⁽⁴⁾」という文言から神田明神の祭神を大己貴命とした。

さらに伴信友『神名帳考証』の中で加賀国加賀郡・近江国滋賀郡に鎮座する神田神社の項に引用された『日本三代実録』貞観四年（八六二）三月条「〇三月己巳朔。右京左大史正六位上真神田朝臣全雄賜姓大神朝臣。大三輪大田田根子命之後也。⁽⁵⁾」から、真神田朝臣全雄の系譜に連なる真神田氏の一人物が祖神・大己貴命を祀り、「真神田」から「神田」明神と称したと考証した。

次に神田明神の摂社・須賀神社・八雲神社二社に関する記述を載せる。

この摂社三社は江戸時代には「牛頭天王社」「祇園三社」などと称し、祭神はともに素盞鳴命であり、明治元年六月にそれぞれ社名を須賀神社、八雲神社に改称している。⁽⁷⁾須賀神社（後に江戸神社）は江戸日本橋の南伝馬町持ちで「天王一の宮」とも呼ばれた。「天王二の宮」と呼ばれた八雲神社は大伝馬町持ち（以下、大伝馬町八雲神社）、もう一つ

の「天王三の宮」の八雲神社は小舟町持ち（以下、小舟町八雲神社）であった。三社とも毎年六月に「天王祭」を執り行ったが、須賀神社のみ江戸城内へ入ることが許され他二社とは少々別格扱いであった。⁽⁸⁾

引用資料『総国風土記』（伴信友『神名帳考証』から引用）『永享記』『望海毎談』『寛明事蹟録（寛明日記）』には、この牛頭天王社が、安房国に鎮座する洲崎明神（天太玉命の后神・天比理刀（乃）咩命）と関係する神社であるとした。

備考において、須賀神社は、元来は江戸神社と称し大宝二年（七〇二）創建とされている。『永享記』に載せられた「又神国（田か）の牛頭天王。洲崎大明神は。安房国洲崎明神と一体にて。武州神奈川品川江戸。何も此神祝い奉る⁽¹⁰⁾」の文中の「江戸」とは江戸神社すなわち須賀神社であったとしている。小舟町八雲神社は洲崎明神と何らかの関係があるのではないかと推測するも、定かでないとする。それに対して大伝馬町八雲神社こそが諸記録にいう洲崎明神を勧請した神社であると断定する。但し、その理由については明確なことは述べられていない。この大伝馬町八雲神社に関する記載部分は、書き損じなのか意図的なのか不明であるが、岩瀬本では略されている。翻刻では将門書類本よりこの部分は補った。

存異において、『安房国安房郡洲崎神社の祝部小野氏系

図』（以下、小野系図）、『同氏家説』、平田篤胤『皇国度制考』、伴信友『神名帳考証』の洲崎明神と神田明神とが同神であるとする部分を引用し考証を加えている。

『小野氏系図』『同氏家説』には、武蔵国洲ヶ崎岡に洲崎明神を祀ったこと、そして平将門公が安房神社・洲崎明神・下立松原神社に神馬を刻み奉納し、その後、承平三年に武蔵国に功田つまり神田^{みとうら}を奉納し、同地に洲崎明神を祀ったことが記載されている。

大崎はこれに対し、武蔵国洲ヶ崎岡の場所を東海寺のある品川周辺として、洲崎明神を祀った神社とは神田明神ではなく『永享記』に載るところの「品川」つまり品川神社であったとしている。⁽¹¹⁾

また功田とは朝廷において行なわれたもので一族が行なうべきことではなく、洲崎明神の神田^{なとうら}ということから、神田明神と称するようになったということは、先に考証した真神田氏から神田と称したことも抵触し間違いであるという。

さらに平田篤胤『皇国度制考』、伴信友『神名帳考証』の『永享記』を引いた説―神田明神が洲崎明神を勧請した神社であること―も、前記の事項から否定する。

総じて大崎は、神田明神が延喜式に所載の加賀国・神田神社などと同様に真神田氏の一人物もしくはその一族が東

国に移り住み、天平年中にその祖神・大己貴命を奉祀した神社であったとし、『永享記』や江戸期の諸書に記された洲崎明神を勧請した神社が神田明神であったことを否定している。

そして、神田明神は天平年中に創建され、その後永仁の頃に真教上人により再興、江戸時代にいたり「江戸総鎮社」とされ隆盛していったことを記し、最後に古記類の焼失などが原因で神田明神の祭神・由緒に関する明確な記述がほとんど遺されず考証してゆくことが困難で、それ故多くの混乱が見られると結んでいる。

著者・大崎昌庸は、龍ヶ崎藩出身の士族で神道に造詣の深い儒者系統の学者と言われ、明治六年頃の記録には新治県士族とある⁽¹²⁾。主に神祇官・宣教使として初期の神道教化に従事した人物で、明治二年十月二十八日に権少宣教使、同年十月九日に少宣教使、同年十一月から十二月ころには権宣教使つとめ、三年十月十五日に少博士に就任し、明治三年十月、年忌考、祭典考をものしている。また四年一月二十二日に中山忠能に宣教講義を行なっている⁽¹³⁾。

神田明神へは明治五年六月二十四日に神田明神祠官を拝命し同六年七月二十五日までつとめた⁽¹⁴⁾。この間、同年八月二十一日の年中行事の一つであった太々神楽において万歳楽、延喜楽、陵王、納曾利などの舞楽を開催したり、同年

九月十五日の神田祭の時に行列に初めて錦蓋、翳、五色旗を加えるなど⁽¹⁵⁾、神社の改革を推進した人物であったと言える。神田明神祠官辞職後、明治六年七月二十五日に鳥越神社祠官に転任している⁽¹⁶⁾。

二、神田明神の祭神と由緒に関する考証

江戸時代より神田明神の主祭神と由緒に関しては様々な説が出された。特に主祭神に関して、大己貴命と洲崎明神という神名が多々見られた。

大己貴命の神名は、今日現存する神田明神の由緒で最も古いものの一つ天和元年から宝永七年『神田大明神縁起（武陽神田神廟記）』をはじめ、文政十年の寺社書上『神田明神地誌調』にも記載され、以後、明治以降の明細帳や由緒書、そして今日にいたるまで一貫して神社側では大己貴命を主祭神としている⁽¹⁹⁾。

その一方で由緒以外の諸書の中では多くの祭神名が見られたが、その中でも『永享記』を典拠として洲崎明神を記載する書が多く見られた⁽²⁰⁾。

そしてこの祭神に関する問題は明治維新以降に持ち越され、それを解決するべく、加藤の問い合わせを機会に大崎は祭神・由緒の考証として『神田神社由来』を記したものである⁽¹⁶⁾。

この大崎が記した書の特徴として、以下の二点があげられる。

①真神田氏による祖神・大己貴命の奉祀

大崎が神田明神を創建したと考証した真神田氏については、『日本書紀』天武天皇五年（六七六）八月・是月条に以下の記事が見られる。

是月、大三輪真上田子人君卒。天皇聞之大哀。以壬申年之功、贈内小紫位。仍諡曰大三輪真上田迎君。

大三輪真上田子人君が卒するに及び天武天皇より、壬申の乱の際に伊勢介として活躍した功績を称え諡を賜ったという内容である。

さらに『続日本紀』大宝元年七月条に「神麻加牟陀君子首」つまり前記の大三輪真上田子人君が壬申の乱の功臣として称えられ、功封一百戸を中第とし四分の一をその子に伝えるよう定められた。そして先に引用した『日本三代実録』貞観四年三月条に、大田田根子すなわち大己貴命の後裔である真神田朝臣全雄が大神朝臣の姓を賜る記事がみられ、また同書の仁和三年（八八七）三月乙亥朔条に、

（前略）子首之後至于全雄。無預五位者。今請叙内品。事乖格旨。勅毀良臣及故兄全雄外位告身。特

賜内階。

という記事も見られる。

大崎は伴信友『神名帳考証』の近江国滋賀郡、加賀国加賀郡に鎮座する神田神社の文中に引用された『日本三代実録』の神麻加牟陀君子首の系譜に連なる真神田朝臣全雄の記事から、二社同様に真神田氏の一人物によりその祖神・大己貴命を祀り「神田」明神と名付けたと考証した。神田明神の由緒に江戸時代には見られなかった新しい見解を示したのであった。

②洲崎明神勧請説の否定

神田明神が安房国の洲崎明神を勧請した神社であるという説は、江戸時代の諸書に多々見られ有力視された祭神説の一つであった。この説に最も影響を与えたのは『永享記』であった。『永享記』は永享十年（一四三八）に起こった永享の乱や結城合戦などを題材とした戦記物語で、諸史料との整合性から実録に近い書物として認識されていた。その中の「太田道灌之事」に、この記事が見られる。

或記曰。文明年中。道灌江戸城にも河越の如くに。仙波の山王を城の鎮守に崇め。三芳の天神を平河へ移し給ふ。文明十年戊戌六月五日。日河社に視へ。津久戸明神を崇め給。又神国（田か）の牛頭天王。洲崎大明

神は。安房国洲崎明神と一体にて。武州神奈川品川江戸。何も此神祝い奉る。或人の云。平親王将門の靈を。神田明神と奉崇とかや。⁽²⁵⁾

この記事から後に新井白石や伴信友、黒川春村らが神田明神が洲崎明神を勧請した神社とする説を採用したのである。⁽²⁶⁾

さらに、本書に引用された小野家系図・家説では、洲崎明神を武蔵国に祀った神社が神田明神であったという記録が見られた。小野家の系図『斎部宿禰本系帳』に、

栄麿

岡本正喜院祖。洲崎宮祝部。随二役小角一、
為僧号ニ栄満。

加奈麻呂

元正天皇養老元年春三月、奏シテ神殿ヲ改造。同二年夏五月、班田師下向ノ時、勝ヶ崎洲宮ヲ神戸ト定メラル。五月廿日、蛮国降伏ノタメ、官幣ヲ被奉キ。同四年秋七月廿一日、勝崎浦ニ神奉ノ仮宮ヲ造リ斎ヒ祭り、洲崎社ト申シ、栄満ヲ祝部トシタリ。後、栄満、役ノ小角ニ随ヒテ僧トナル。武蔵ノ洲ヶ崎ノ岡ニ比理乃咩命ヲ斎ヒ祭ル。

(中略)

景知

外従六位上、郡司大領。延長元年九月、相馬太郎当社ニ参籠ノ上、自ラ神馬ヲ刻ミ納

ム。其後、承平三年春三月、武蔵国ニ於テ功田ヲ寄付セラレ、其地ニ社ヲ立テ、太玉命・比理乃咩命ヲ合祭ス。⁽²⁷⁾

この小野家について大崎は文中で「洲崎祝部」としているが実際は洲宮神社の神主家で、明治期には小野義久が神主をつとめた。また義久は明治にいたり安房神社権欄宜となつてゐる。⁽²⁸⁾ おそらく当時安房神社権官司であつた加藤は、小野からこの洲崎明神と神田明神に関する記録を聞き知り大崎に問い合わせたのであろう。

大崎は、この小野家に伝わる記録に対し、洲崎明神を勧請して創建されたのは神田明神ではなく、撰社・八雲神社とくに大伝馬町八雲神社であつたこと、小野家の系図・家説に記された洲崎明神を勧請した武蔵国洲ヶ崎岡は東海寺周辺で品川の地にあたり、勧請して創建されたのは品川神社のことであるとしたり。そして相馬太郎つまり平将門公が武蔵国に功田を寄付して、洲崎明神を祀る神社を創建したため「ミトシロ」つまり神田から神田明神と称したことを、先の真神田氏の考証から否定した。

結びに代えて

明治維新が成り、江戸の各神社はその役割・性格を変化させ、改めて、それぞれの祭神・由緒などに関する取調書

の提出のための調査・考証が必要となった。神田明神を含む江戸の主要な神社で准勅祭社に列せられたいわゆる東京十社は特にその対応に迫られた。明治四年に神官の世襲が廃止され精選補任となり社格が定められ祠官・祠掌が任命され、さらに神社所有地の土地や氏子町名・人員調、教導職の任命と教場の開設など、急激な変化をたどった。それに先立ち明治元年より神社取調が命じられ祭神書や由緒書及び境内地絵図面、神宝取調書や社家次第書などの提出が次々と命じられた。そしてそれが明細帳の作成・提出へと続き、各社にとって神社の調査・考証がさらなる急務とされた。⁽²⁹⁾

神田明神においても多くの書類を提出したであろうが、江戸時代を通じ三度の大火をはじめ多くの火事地震に遭遇し、その都度、神社の由緒書などの古記録が失われてしまったため難航したことがうかがえる。江戸期に記された由緒書は現在『神田大明神縁起(武陽神田神廟記)』、寛政五年『神田大明神御由緒書』、⁽³⁰⁾『神田明神地誌調』のわづか三点であった。それらを比較すると古い時代に書かれた由緒のほうにより詳細な説明が見られる箇所があり、神社に蔵された古記録が焼失・紛失し由緒が失われ、再び諸文献の調査が行なわれ新しく由緒が作られていったことが推測される。ちなみに『神田神社由来 全』の冒頭に一部引用

された「社記」は現存していない。

しかしそうした中でも考証が着々と進み、本史料のように新たな発見も見出された。例えば創建年に関して、明治六年、明治七年、明治十二年の各明細帳では創建年を「天平年中」と記述していた。⁽³¹⁾それがその後の明治二十五年の明細帳や明治三十三年に当時の社掌・木村信嗣が記した由緒書では「天平二年」と具体的な年数が記されるようになった。⁽³²⁾この「天平二年」創建のことは、すでに荒井嘉敦『江府神社略記』(享保十五年(一七三〇)刊)や斎藤月岑『江戸名所図会』(天保七年(一八三六)刊)など江戸時代の書に記されていた。⁽³³⁾そして、いずれの書も神田明神の「社伝」「社家伝説」つまり神田明神の由緒から採ったことが述べられている。神社側では失われてしまった神社の歴史が江戸時代の諸書により伝えられ、その後明治維新以降の考証・調査によりそれらの書が発見され古い由緒が再生したのである。

明治維新以後の近代的神社制度の形成期は、各神社とくに日本の中心となった東京の神社にとって自らの歴史を再認識させる一面もあった時期ではなからうか。本史料の紹介は神田明神という一神社の史料であるが、明治時代における近代的神社へと変遷していくその動静を知る格好の素材の一つとなるのではなからうか。

(1)

神田神社の名称であるが、本稿では江戸時代の文献が主となるので、原則的に江戸時代に主に使用された「神田明神」の称を使用する。

(2)

『寛永事蹟録』は別名「寛明日記」ともいう。平将門公之霊が勅勘を許されたのは、寛永十二年ではなく寛永三年と記録されている。南和男解説『元寛日記 寛明日記(一)』(内閣文庫所蔵史籍叢刊 第六十六卷 汲古書院 昭和六十一年十月 二五八―九頁)参照。平将門公の祭神名については時代により名称が異なる。本稿では江戸時代の「平将門公之霊」に統一する。

(3)

『将門関係書類』八(流通経済大学図書館・祭魚洞文庫所蔵)。文末に以下の文言が見られる。

(前略) 吉連主器、平吉賢歎当社縁起旧記隻字不遺時々謂曰凡言語更非筆之則與時共銷没今

頗如斯矧於後來乎請所伝聞者為当祠書矣、今也老懶冒盲耄昧沈痼屢雖辭讓奇其幼齡而、其俊秀者延宝辛酉四月日、常山散人以春菴鄭貫七十余歲涉翰乎神阜幽窓下苟且邑以俟(来哲云)

右一卷当社縁起旧記之取載古老之所伝且世之取

信奉尊崇也、昭々明々神主從五位下平好高自杜

歲從事于此無間斷嘗假儒生之乎取迷也、今茲蒙

台命(来 武陵 僑居好高之宅 時々扣問 神事之次 出

此草案 需一語感其樹德 務本之志 因繕寫而、聊

書於其後云示

宝永七年孟夏吉曜

(4)

神祇管領從二位侍從卜部朝臣兼敬 印

著者不明「望海每談」森銑三・野間光辰・朝倉治彦「新

燕石十種」第六卷、中央公論社、昭和五十五年、十六頁。

(5)

黑板勝美「日本三代実録」前編、新訂増補国史大系、吉川弘文館、昭和九年第一版、平成十四年普及版第十三版、八十九頁。

(6)

牛頭天王社については、「神田明神地誌調」(『寺社書上 湯島神社書上・一』国立国会図書館所蔵、YD―五七一―一七)、斎藤月岑著、朝倉治彦校注「東都歳時記」二(平凡社、昭和四十五年)、市古夏生・鈴木健一校訂「新訂 江戸名所図会」5(筑摩書房、平成九年)などを参照。この三社は現在も摂社として神田明神境内に鎮座している。

(7)

『神社明細簿・天』(明治七年、東京都公文書館所蔵)、『神田神社明細帳 附 附属神社明細帳』(明治二十五年、東京府神官取締所西部部長・梁川保嘉宛、神田神社所蔵)を参照。

(8)

天王祭については「神田明神地誌調」(『寺社書上 湯島神社書上・一』、斎藤月岑著、朝倉治彦校注「東都歳時記」二、東京市役所「天下祭」(東京市史外編 第四、東京市役所、昭和十四年)を参照。

(9)

洲崎明神は天比理刀咩命、相殿に天太玉命・天富命を祀り千葉県館山市洲崎に鎮座する。また論社として洲宮神社が同県同市洲宮に鎮座しており、天鈿命・天富命を祀る。峠岡良弼「安房国神社志料」(改定房総叢書刊行会「改定、房総叢書」第一輯、縁起・古文書・軍記、改定房総叢書刊行会、昭和三十四年)、式内社研究会「式内

社調査報告』第六卷（皇學館大學出版部、昭和五十一年）参照。

- (10) 塙保己一・太田藤四郎『続群書類従』第二十輯上 合戦部、続群書類従完成会、続群書類従完成会、昭和五十八年、二〇二頁。

- (11) (10)と同じ。なお品川神社は天比理乃咩命・素盞鳴命・宇賀之売命を祀る神社で東京都品川区北品川に鎮座する。社伝によると、文治三年（一一八五）に源頼朝が安房国・洲崎明神を勧請し、後醍醐天皇の御世に二階堂出羽入道道蘊が宇賀魂神を勧請し、さらに文明十年（一四七八）太田道灌が素盞鳴命を勧請したという（品川神社史料調査委員会『品川と品川神社年表』品川神社社務所、昭和三十四年参照）。

- (12) 神社本庁教学研究研究所資料室『明治神祇官「年忌考」』（神社本庁教学研究研究所資料室刊行資料、神社本庁、平成四年）、「進退録・転免 明治自5年至9年（職務掛）」（東京都公文書館所蔵）。

- (13) 前掲『明治神祇官「年忌考」』参照。なお備考であるが、『公文録 明治二年己巳六月辛未七月 長瀨藩伺』（国立公文書館所蔵）に大崎彌一郎という人物が明治二年十一月三日に権少宣教使に任命された旨が届出されている。この大崎は当時麻布龍土下屋敷に住んでいた。長瀨藩は後に大網藩→龍ヶ崎藩→龍ヶ崎県→新治県へと変更する藩で、大崎昌庸の出身地と一致する。しかし、同一人物かどうかは不明であり、今後の調査課題にしたいと思う。常世長胤著、阪本是九校注『神教組織物語』明治十八年（安丸良夫・宮地正人校注『宗教と国家』日本近代思想

体系5 岩波書店、昭和六十三年所収）。朝倉治彦編『明治初期官員録・職員録集成』第二卷（柏書房、昭和五十六年）参照。

- (15) ①秘書*進退録 冊ノ一（東京都公文書館所蔵）、進退録・転免 明治自5年至9年（職務掛）（東京都公文書館所蔵）。なお、常世長胤『神祇官沿革物語』（明治十六年、國學院大學図書館所蔵）、同『神教組織物語』には、ともに大崎が明治五年（一八七二）五月八日に祠官に任命されているとしている。しかし実際にこの時に祠官を拝命したのは、神代名臣であった（①秘書*進退録 冊ノ一）（東京都公文書館所蔵）。常世の勘違いなのか、それとも元来この日に大崎が任命されるはずであったのか、経緯は不明である。

- (16) 斎藤月岑著・今井金吾校訂『定本 武江年表』下（筑摩書房、平成十六年）、「神田神社大神楽執行ノ件」（壬申正院御用留）東京都公文書館所蔵、六〇五・D五、府明Ⅱ明〇五・二三）を参照。

- (17) 斎藤月岑著・今井金吾校訂『定本 武江年表』下を参照。『進退録・転免 明治自5年至9年（職務掛）』。なお、この時期の神田明神の神職は大崎の他に、芝崎好定、村瀬光晴、鶴田常義、和田重雄、木村信嗣がいた。

- (19) 大己貴命の祭神名は、白井宗因『神社啓蒙』（寛文十一年（一六七〇）や戸田茂睡『紫の一本』（天和二年（一八六二）ころ）にも見られる（神道大系編纂会 谷省吾・伴五十嗣郎校注『神道大系』神社編二 総記（中）神道大系編纂会、昭和六十三年、鈴木淳・小高道子校注・訳『近世随想集』新編日本古典文学全集八十二、小

学館、平成十二年)。

- (20) 明治以降でも一部この見解が踏襲された。明治三十年代後半より平将門公雪冤運動を展開した織田完之は『平将門故蹟考』(碑文協会、明治四十年)を著し、神田明神の祭神が平将門公と洲崎明神であると主張している。

- (21) 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注『日本書紀』下、日本古典文学大系新装版、岩波書店、平成五年、四二五頁。

- (22) 青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸校注『続日本紀』一、新日本古典文学大系十二、平成元年、岩波書店、四十二頁。

- (23) 黒板勝美・国史大系編修会『日本三代実録』新訂増補国史大系 第四卷、吉川弘文館、昭和四十一年、六二七頁。
(24) この真神田氏の創建を由緒とした書として、小松悦二『神田明神誌 附 平将門論贊』(朝日新聞、昭和六年)や中村薫『神田文化史』(神田史蹟研究会、昭和十年)があげられる。何れも、「真神田臣」という誤記が見られ、さらにこの真神田臣を一人物として記述しているという誤解も見られる。

- (25) 前掲(10)と同じ。

- (26) 新井白石「白石先生書簡」(新井白石『新井白石全集』第五卷、国書刊行会、明治三十九年、五五七頁)、神道大系編修会、岩本徳一校注『神道大系』古典註釈編七 延喜式神名帳註釈(神道大系編修会、昭和六十一年、二九〇頁)、黒川春村「硯鼠漫筆」(森銑三・北川博邦『続日本随筆大成』七、吉川弘文館、昭和五十五年、三二八頁)。

- (27) 邨岡良弼「安房国神社志料」改定房総叢書刊行会『改定房総叢書』第一輯、九十六〜九十八頁。

- (28) 明治三年十一月六日に、小野は平田家没後門人となっている。そこに「安房国安房郡洲宮村洲宮神社主」とある(平田篤胤全集刊行会『新修 平田篤胤全集』別巻、名著出版、昭和五十六年、二一九、四七一頁)。また明治七年五月十五日ころ、小野は安房神社権欄宜を拝命している(「官社神官一覧」井上順孝・阪本是丸『日本型政教関係の誕生』第一書房、昭和六十二年、三二四頁参照)。

- (29) 明治初期における東京の神社とその動静に関しては、東京都神社庁『東京都神社史料』第五輯(東京都神社庁、昭和四十三年)、小泉勝麻呂「御新政後記録」(東京都品川区『品川区史』続資料編(二)、東京都品川区、昭和五十一年)、東京都北区教育委員会事務局生涯学習推進課文化財係「王子村 大岡家文書 調査報告書」Ⅱ(東京都北区教育委員会事務局生涯学習推進課文化財係、平成十五年)などを参照。

- (30) 太田南畝「異本 武江披砂」『太田南畝全集』第十七巻、岩波書店、昭和六十三年。

- (31) 『神社明細簿・乾』(明治六年、東京都公文書館所蔵)、『神社明細簿・天』、『神田神社明細并履歴書』(明治十二年、東京府知事・楠本正隆宛、神田神社所蔵)、『府社明細簿』(明治十三年、東京都公文書館所蔵) 参照。

- (32) 『神田神社明細帳 附 附属神社明細帳』木村信嗣「神田神社」(明治三十三年、『将門関係書類』十三所収、流通経済大学図書館・祭魚洞文庫所蔵) 参照。

(33)

東京市役所『東京市史稿』(宗教編第一、東京市役所、昭和七年、六五九頁)、斎藤月岑編、市古夏生・鈴木健一校訂『新訂 江戸名所図会』5(十七頁)参照。

【付記】

神田神社においては、明治以降も、大正十二年の関東大震災や昭和十九年の東京大空襲により建造物とともに社務日誌をはじめとする諸記録類を失ってしまったが、その度に神社に関する史料蒐集や考証が行なわれ続けている。神田明神では戦後直後の昭和二十二年という早い時期に『神田明神社報』創刊号を発行し、その第五号に神社誌編纂が計画されその前段階としての略年表が掲載された。その後、神社誌の編纂は竹内秀雄氏に囑託され史料蒐集が行なわれ十二冊の手書き複写資料が神社に残されている。本史料『神田神社由来 全』も竹内氏が蒐集した史料の中から見出されたものである。

(神田神社権禰宜)

翻刻『神田神社由来 全』

凡例

- 一、大崎昌庸『神田神社由来 全』(西尾市岩瀬文庫所蔵、函番号九六一四〇)の翻刻である。全九丁。
- 一、明らかな間違いは一部訂正した。
- 一、翻字は通行の字体を使用し、適宜改行し句読点を施した。
- 一、一部、『将門関係書類』八(流通経済大学図書館・祭魚洞文庫所蔵)にて補った。補った部分は「」で括った。

神田神社由来 全

武蔵国豊嶋郡

神田神社

祭神 大己貴命

社記云、天平年中武蔵国豊嶋郡芝崎村に今神田橋御門之内鎮座。慶長年間城北の台に遷座今駿河台、旧称神田台。元和二辰年現今之社地に遷し参らす古来ハ神田の台一聯の岡陵也。万治年中此丘腹を穿ちて神田川を通す。爾来丘脉分割して湯島の地に合するが如くなる故に後人湯島の台杯と称すれども、其实ハ社地の近傍こと、く神田の台に属せし。

因二云、第二の神殿相馬殿の御霊ハ元別社にして元和二年当所に遷座の時より合殿二祀りしと云。此御霊ハ遊行二世上人の勸請なりしと謂へり。左もあるべきを中古已来威靈赫々、寛永十二亥年幕府の奏請により

勅勘を免され剩官幣皇命を下賜せられし事望海毎談二載せたり。寛明事蹟録にハ又烏丸亞相光廣卿の執奏とす。当社々記に承応年中、幕府執奏によつて高家吉良若狹守を官幣使に立させ玉ひ御幣物を神殿に奉らると云。神田大明神五大字の勅額今も神殿に所掲也ハ寛文十一亥年

靈元院天皇の勅を奉して大炊御門左府経孝公の書らしめ玉ふもの也。寛永十二年より承応元二三年を距る凡二十二年、寛文十一年を距る事三十七年許り、其間年紀久遠の事に非らず。されハ勅幣勅願を賜りしも寛永年間 勅勘恩免の事おわしませしによつてならん乎。

備考

当社漢文の社記云、上略。至リ于今ニ、神田ノ靈地巍然而、神威所レ載^ル延喜式ニ超過^ス五所之神田ニ者是也江志賀濃加茂丹波多紀加石川郡同府云々。

望海毎談云、神田大明神ハ加賀神田の神靈を遷したるにて大己貴命を祀りたり云々。

按に当社を神田と称する事、鎮座の地名によるに非るが如し。往古より芝崎村に宮居ましまして神田といへる地に宮作りせしといふ事ハ旧伝に其説ある事なく、將た当時近傍祝田宝田千代田などの地名ハあれと神田と云ふ村里ありし事をきかす。たまたま古図杯に神田村と標をしもあれど、其实ハ芝崎村に於て御社の称号を混せし也。慶長の頃城北の台に鎮座ありし事も御社の称号を地名におふせて神田の台とハ申せしとかや。こハ彼下野国河内郡なる二荒山神社の池辺里に鎮座ありて中古已来世俗にこの御社を宇都宮と申せしが、やがて池辺里の通称となりしにひとしき也。さてハ何によつて神田

神社と称するそと云ふに、漢文の記及望海毎談に所謂式の五所の神田社に由縁ある事にて毎談に加賀国なる神田の神社をうつし參らせて祭神ハ 大己貴命にましますといへるぞさもあるべく思はるれ。式に所載五所の神田其祭神を詳にせされども伴信友の神名帳考證に三代実録を援ひて貞觀三年真神田朝臣全雄賜姓大神朝臣大三輪大田々根子命之後世と云ふによるに大田々根子の裔孫たる人其居止せる地に本来の姓なる真神田てふことを冒かしめて遠祖の貴神 大己貴命を奉祀せしか即神田の神社なるへき也大三輪の御神ハ 大己貴命の和魂にましませハ全御同神たるなり。

されハ我御社の旧伝及漢文社記望海毎談等の説、各其明徴あるを知るべき也。

撰社

須賀神社 旧称、牛頭天王社。総国風土記ニ所載、在土神社。

祭神 素盞鳴命

例祭 南伝馬町へ渡御

八雲神社 旧称同上

祭神 同前

例祭 小舟町へ渡御 古来ハ小伝馬町ニ御旅出ありしと云。

八雲神社 旧称前ニ同し。安房国洲崎明神を祀る処なるが中世誤て

須賀神社同神とせしものならん乎。

祭神 同前

例祭 大伝馬町へ渡御

已上三社世俗神田牛頭天王と称する処ニして彼洲崎神社に由縁ある事備考に述る処の如し。

備考

総国風土記云、江戸神社大宝二年壬寅所祭 素盞鳴尊也。神貢百束三字田。

永享記云、神田之牛頭天王、洲崎大明神、安房国洲崎明神と一体にて武州神奈川品川江戸何れも此神を斎ひ奉る云々。

望海毎談云、当所の土地の義ハ往年安房の洲崎大明神をうつし祀たる牛頭天王の宮地にて、今以三社建置年々伝馬町に御旅せり。然れども当時神田明神の末社の如く成行しと云ふ。

寛明事蹟録云、社内ニ牛頭天王をも奉祀。是安房洲崎大明神を勧請仕る云々。

按、摂社須賀八雲三座は往古より今の社地に鎮座ありしなるへし。総国風土記ハ後世の擬撰なれ共、今より見れハ尚古書と言ふべく、こゝに在土神社と称するハ、即第一の神輿俗に南伝馬町の天王と唱へて永享記に載せたるも此御社の事也。毎歳神幸の祭祀其濫觴最ふる慶長十八年六月七日に始ると云ふ。近來迄ハ大手御門橋上に神輿を奉昇居奉幣の儀式ありて、其後南北両奉行所へも神輿を奉振入事ありしも、亦江戸神社たる伝の残りし故ならん乎。

第二の神輿俗に小舟町の天王を申ハ例祭の神幸其始を詳にせず。一説に昔ハ小伝馬町に神幸成りしか、いつの頃よりか小舟町に渡御の事となりぬ。しかれども今以小舟伝馬町番屋の前に神輿を止め奉幣の事あり。且四谷伝馬町の天王も古ハ當社より渡し奉りしが、道遠く便りあしき故、里人の望請ふまに、分御霊を彼処に勧請して當社の社人木村か家にて奉祀せし也今ハ彼所にありし供僧復飾して神職となり代りて是を奉祀すといふ。南伝馬町、大伝馬町、四谷伝馬町共に当社より渡し奉りしなれハ小伝馬町に御旅出ありし

と云ふ事、最其由縁あるへく思はる。望海毎談にも三社建置年は伝馬町に御旅せりとある三伝馬町を総称する如くに聞ゆ。彼は参考するにこの神輿ハ元小伝馬町に神幸なし奉りしと申社正敷伝説なるべけれ。祭神の御事一の神輿に同じと申伝へたれと、恐らくハ洲崎明神二座の内、太玉命か比理乃咩命かを奉祀せしものならんか未だ確証を得ス。姑俟後考。

「第三神輿俗に大伝馬の天王と申ハ、永享記、望海毎談、寛明事蹟録に所謂洲崎明神を斎ひ奉し事不可疑。然るに後世牛頭天王と称しまいらせし其故如何といふに、辺鄙の小社ハ中音乱離の世に祭神の古伝を失ひ、時人の崇奉厚き八幡宮、牛頭天王、天満宮杯を推して祭神と定めたる類最多く、或ハ軍兵の乱妨を恐れ普く時俗の可信ず神号を仮称して其濫行を避けしもありと云ふなれハ、此御社杯もさる事によりて牛頭天王と称し奉りけん。凡世に天王三社と申ハ大坂の如く大政所、少将、八王子の御前なれ共、当社の三御前これと異なるも元より縁故ある事なれハ也。此大伝馬町に神幸ある其始ハ元和の頃よりなりといふ。」

存異

安房国安房郡洲崎神社の祝部小野氏系図云、武蔵の洲ヶ崎岡に比理乃咩神を斎る。

按に此洲ヶ崎の岡といふハ品川駅なる天王社地の事にして、永享記に神奈川品川江戸何れも此神を祝奉るとある其の品川の事なる必せり。「今も駅東海浜に洲崎と唱ふる所あり。江海の地ハ百年に足らずして形勢を變するものなれと、この品川よりして巴南の磯山の辺ハ一聯の岡陵にして丘脉接続し根

脚ハ磐石の固定せしものなれハ千古其地勢を変せず。去ル嘉永の比、御殿山を穿ちしに土中に一ツの石棺を得たり。中に古剣勾曲斎瓮の類を蔵す勾玉斎瓮ハ東海寺に現存せり。千年已上ノ物にして中古の制に非らず。墓志なけれハ何人の墓たるを知り難れとも上世貴人を葬りしに必せり。これ則千年の古に兆域に宜しき高燥の地たる不可疑。又彼浅草海苔なるものも二百年前よりして鮫頭浜川及大森辺に産しに、今其所を替へる因ミに云、浅草海苔と称する元浅草川の下流に生ぜしによつてしか名づけしに非らず。サメツ浜川辺の漁父等これを採取して魚荷と共に浅草の市街にひさき、同所に製して販売せし故に浅草海苔と唱し由、浜川辺旧農家に伝ふる文書及里老ノ口碑に存す処なり。是等の事を以て只川辺の丘陵古今其変態なきを證すへし。されハ此洲ヶ崎岡といひしハ今の東海寺の山頭より天王社地のあたりにして神田の社地にあらざる事明か也。

又洲崎祝部小野氏家説に色弗十代景知改義知の時、延長元年九月相馬太郎当社に参籠の上自ら神馬をささみ納む此馬高サ八寸許り安房神社、洲崎神社、下立松原神社等の三社に納めて今に有といへり。相馬太郎とあれど将門の事也と云伝ふ。

其後承平三年春三月武藏国ニ於て功田を寄付せられて其地に社を立て、大玉命・比理乃咩命を合祭る。

按に小野氏家説可掬に似たれとも全く一家の系説にして可疑事多く、承平三年春三月に功田を寄付せられしと云ふハ如何なる事にや。功田ハ 朝廷に其制ありて土豪輩の私に行ふへき事に非ず但我家に伝ふる功田を寄進せしかとも聞かれとも、相馬の族ハ陸奥下野常陸の間に本貫あり。然るに武藏の地に相伝の功田あらんことハ最覺束なく、凡古の土豪の大田名主となりて田園を保有するも元は功田杯賜りし土地か成家の根本となりての事なれハ相馬の族の功田は必ず其本

貫の国邑に在るべきなり。よつて考るに本条に武藏の国に於て功田を寄付せられ其地に社を立て云々と言へるハ妄説に近かるべし。況神祇に奉るを功田と唱ふへき謂なし。且承平三年の頃にハ相馬殿の未だ事を起されざりし時なれハ、武藏にハ国司の政令の行ハる、あり。他国の土豪いかなぞ其田園を恣にする事を得んや。此家説の如き当社の神田と称するハ洲崎の社を移し参らせ其神田たるによりてしか称せるものとするに似たり。こハ当社の神田と称する其原始ハ加賀の神田によるを不知して後人の造設せし一家言なるべき乎。

皇国度制考の注云平田氏系図の説、江戸神田社ハ安房洲崎の両社に 大己貴命を配せて将門主の祀ハ初たりと。

按に是も亦一家の私説にして通論とハ言ひ難し。恐くハ永享記と洲崎の小野家説を撮合して中世に成りし系説ならん乎。

伴信友神名帳考證云、永享記に太田道灌江戸城を築きたる時、安房の洲崎明神を勧請して神田明神を斎ひたる由見ゆ。

按に此説ハ永享記を引きたれとも本書に載する処といたく異なり頗妄説といふべし。

抑我神田の御社ハ天平の鎮座にして千百有余年の旧社なれとも、中古大に廢頽に及ひわづかに一字の叢祠なりしを、永仁の比、遊行第二世真教御坊芝崎村に道場を開かる、時、この御社を尊崇せられ既に絶えんとする神燈を桃けしより星霜二百余年を経、永正大永年間より社頭漸旺盛に赴き、遂に慶長元和已來江戸惣鎮社と崇められ巍々壯麗の大社とハなりし也。然れとも中世乱離の時典藉散佚して古文書の考證に可備もの至て少く、神官芝崎氏累代の旧家なるも屢祝融の災に罹りわづかに一二の古状を存するのみ。故に上世鎮座の起原も其詳明を得難く、且後世諸家先達の考も撰社須賀八雲の古來天王三社と称す事蹟を混し諸説一定ならず。

昌庸不才乏を祠官にうくと雖、拜命日浅く未だ神伝の紛淆を是正することを得ず。こゝに安房国安房神社の少宮司加藤君、其御社の御事を当社に関渉あるより社伝の概略を問ハるゝ事あり。昌庸学識浅劣来問に対するに足らざれとも、曾て古老に聞く処と記録の拠るべきものとを採り聊管見を加へてこれを注進し畢。

明治第五 黙渚灘無射念五

神田神社祠官兼教導中講義 大崎昌庸